

判決年月日	平成25年3月25日	担当 部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成24年（行ケ）第10261号		
○原告らの代理人である弁理士らにされた拒絶査定の謄本のオンライン送達、代理人弁理士 の意思能力の欠如等により無効であるとして、請求期間経過を理由に拒絶査定不服審判 請求を却下した審決が取り消された事例。			

（関連条文） 特許法121条1項

1 経過

原告らは、A及びB弁理士を代理人として、本願を出願したところ、特許庁は、平成20年3月19日、代理人らに、電子情報処理組織を通じて、本願の拒絶理由通知を送付した。さらに、特許庁は、平成21年8月26日、本願の特許を拒絶する旨の査定をし、その謄本は、同年9月3日、電子情報処理組織を通じて代理人らに送達された。原告らは、平成23年12月13日、拒絶査定不服審判を請求したが、特許庁は、請求期間の経過を理由に「本件審判の請求を却下する」との審決をした。

2 本判決

本判決は、代理人弁理士らの状況を詳細に認定した上で、次のとおり判示している。

「Bは、後見開始の審判を受け、同審判は、平成18年1月5日に確定した。本願に関するBの代理権は、民法111条1項2号の規定により、同審判により消滅した。したがって、Bに対する本件送達は無効である。」

「前記1で認定したとおりのAの状況からは、Aに対して本件送達された当時、Aは、本件送達を受領するに足る意思能力を欠いていたと認めるのが相当である。すなわち、Aは、平成19年4月の段階で既に…との診断を受けており、相当程度、意思能力が制限された状態にあり、さらに、本件送達される以前の平成21年4月には、思考内容の貧困化、意欲減退が顕著であり、身体機能も低下し、意思伝達はほとんど不可で、毎日の日課を理解すること、生年月日を言うこと、短期記憶、自分の名前を言うこと、今の季節を理解することはいずれもできない状況にあった。そして、Aの上記の状況は、加齢性変化に加えて、Aが患った…による影響によるものであるから、不可逆的であり、本件送達されるに至るまで漸次悪化していたと認められる。そうすると、本件送達された時点では、Aは、本件送達の意味を理解し適切な行動を行うに足る意思能力はなかったと解される。受送達者が送達の意味を理解し適切な行動を取るに足る意思能力を欠く場合には、同人に対する送達は無効であり、工業所有権に関する手続等の特則に関する法律5条1項の規定によるいわゆるオンライン送達の場合も同様に解すべきであるから、Aに対する本件送達は無効である。」

「以上によれば、原告らに対する拒絶査定の際のオンライン送達の有効な送達はいまだされていないか

ら、特許法 121 条 1 項所定の拒絶査定不服審判の請求期間（拒絶査定の謄本の送達があった日から 3 月）は経過していない。したがって、前記期間が経過したことを理由として、本件拒絶査定不服審判の請求を却下した審決には、同項の「その査定の謄本の送達があった日」の認定・判断につき誤りがある。」